

後 援 会 会 則

横浜薬科大学後援会

横浜薬科大学後援会会則

(名称)

第1条 本会は、横浜薬科大学後援会と称し、事務局を横浜薬科大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、横浜薬科大学学生の健全な学園生活をサポートするための組織であり、横浜薬科大学在學生、同大学在學生の父母(以下「保護者」という。)、教職員間の連携を深め、大学の堅実な発展を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生への支援事業。
- (2) 学校と会員とのセミナー等の開催。
- (3) 部活動・サークル活動に対する支援。
- (4) その他目的達成のために必要と認められる事業。

(会員)

第4条 本会は、横浜薬科大学のすべての保護者を会員とし、これをもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 会計 2名 監査 2名 幹事 若干名

(事務局長・顧問)

第6条 本会に事務局長および顧問を置く。

- 2 事務局長は、以下の(1)及び(2)の規定に従い、会長が横浜薬科大学の事務職員に委嘱する。
 - (1) 役員会に出席し意見を述べる事が出来るが議決権を有さない。
 - (2) 必要が認められるときは会長の指示を受けて事務を補佐する。
- 3 顧問は、以下の(1)及び(2)の規定に従い、会長が横浜薬科大学後援会担当教員に委嘱する。
 - (1) 役員会に出席し意見を述べる事が出来るが議決権を有さない。
 - (2) 必要事項を大学教員に連絡・指示する。

(職務権限)

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務にあたる。
- 4 監査は、本会の会計を監査する。
- 5 幹事は、会長の旨を受けて業務を分掌する。

(役員を選出)

第8条 会長及び幹事は、総会において承認を受けて会員の中から選出する。

- 2 監査は、総会において承認をうけて2名を選出する。
- 3 副会長及び会計は、選出幹事の中から、会長が指名する。

(任期)

- 第9条 役員の任期は、総会において承認を受けてから、次年度の総会で、次年度役員が承認を受けるまでの1年とし、再任を妨げない。役員は、その任期が満了しても、また、役員のご子息、ご息女が卒業しても、任期を優先し、後任者が決定するまでは、職務を行うものとする。

(会議)

- 第10条 本会の会議は、総会と役員会とする。

(総会)

- 第11条 定時総会は、会長が招集し、年1回開催する。臨時総会は、役員会において必要と認めるとき、会長が招集する。
- 2 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
 - 3 総会は、次の事項を審議し承認する。
 - (1) 事業報告及び計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 役員の選任
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他重要事項
 - 4 総会は、会員の過半数の出席(委任状提出者も出席数に含む。)をもって成立する。なお、横浜薬科大学在学生一人に対して数名の保護者が出席した場合は、数名の父母を合わせて一出席者とするものとする。
 - 5 総会の決議は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長が決する。
 - 6 定期総会並びに臨時総会は、役員会において必要と認めるとき、書面による総会をもってこれに代えることができる。決議は、総会に準じて行い、可否同数のときは、役員会が決する。

(役員会)

- 第12条 役員会は会長、副会長、会計及び幹事をもって構成され、必要に応じ会長が招集し、開催する。
- 2 役員会は、会務及び事業の立案並びに執行にあたる。
 - 3 役員会の議長は、会長が務める。役員会は、全役員の過半数の出席(委任状提出者も出席者に含む。)をもって成立し、役員会の決議は、出席役員の過半数をもって決する。

(経費)

- 第13条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってこれにあてる。
会費は、在学生一人につき年間12,000円とする。なお、納入金は返却しないものとする。

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(改正)

- 第15条 本会の会則の改正は、総会出席者の過半数の承認を必要とする。

附 則

1. 本会則は平成22年10月31日より施行する。
2. 本会則は平成27年5月17日より改正する。
3. 本会則は令和2年6月20日より改正する。